近江八幡市共同募金　地域共生型福祉推進校モデル事業助成交付要綱

制定　令和７年４月１８日

（目的）

第１条　近江八幡市共同募金委員会は（以下「本会」という。）、赤い羽根共同募金が広く住民相互のたすけあいを基調として拠出されたものであることを考慮し、寄付者の信託に応えられるよう適切な助成をすることを目的にこの要綱を定める。

（助成対象）

第２条　この助成金の対象は、近江八幡市内の小中学校（以下学校という。）とする。

また、継続して２年間実施するものとする。ただし、２年目は、１年目からさらに発展的に福祉活動に取り組むものとする。

（助成事業）

第３条　助成金を受けることのできる事業は、つながりのある地域づくりを目的にした地域共生型福祉推進モデル校の指定を受け、学校における子どもたちへの福祉教育の取り組み（①知る・学ぶ・考える活動②つながる・ふれあう活動③伝える・呼びかける活動）、福祉教育推進委員会、学校内の各学年の担当教諭の打ち合わせ、担当教諭の研修実施および社協職員との打ち合わせの実施とし、事業にかかる諸謝金、交通費、材料費、活動で直接使用する備品購入等を対象に助成するものとする。市社協と事業内容を協議しながら進めていくものとする。

ただし、以下のものについては助成対象から除外するものとする。

（１）学校の備品とみなされるもの。

（２）用途が広いもの。（パソコン、プリンター、プロジェクター、DVD デッキ、スクリーン、ホワイトボード　等）

（助成額）

第４条　助成率を１０分の１０とし、１校あたり１年間で１００，０００円を上限とする。千円未満は切り捨てとする。ただし、２年目は５０，０００円を上限とする。

（申請）

第５条　助成を受けようとする学校は、定められた期間内に、助成金交付申請書（別紙様式１）を本会に提出しなければならない。

（助成の交付決定）

第６条　本会会長は、助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、審査委員会の審議を経た上で交付すべきと認めたときは、速やかに助成金の交付決定をするものとする。

（助成の通知）

第７条　本会会長は、助成金の交付の決定をした時は、速やかにその決定の内容を助成の交付の申請をした者に助成金交付決定通知により通知するものとする。

（助成の明示）

第８条　助成を受けることが決定した学校は、学校の作成する事業報告・決算にその事業が共同募金からの助成であることを明示すると共に、事業実施にあたっては、各種資料等にその旨を明示すること。

（助成金の交付）

第９条　助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（別紙様式２）を本会に提出しなければならない。

（事業報告）

第１０条　助成を受けた学校は、速やかに事業実績報告書（別紙様式３）を本会に提出するものとする。

付　則

この要綱は、令和７年４月１８日から施行する。

地域共生型福祉推進校モデル事業の活動について

目的　つながりのある地域づくりを目的に、小中学校へのモデル校指定を行い、学校と地域、福祉専門職との協働により、地域の福祉課題や課題解決に向けた地域　の福祉活動の状況を共有しながら、取り組みを進めていくため。

実施内容

地域共生型福祉推進校として以下の取り組みを実施するものとする。

1．各学年による福祉活動の取り組み

各学年ごとの発達過程を考えながら、①～③の実践を学年ごとに深めていけるよう系統立てた福祉教育の取り組みを実施

①知る・学ぶ・考える活動

例）・体験学習
・当事者（障がいのある方やその家族、家族の介護をしている方等）からのお話を聴く
・活動者からのお話を聴く
・「福祉って何だろう」を学び、私にできることを考える　など

②つながる・ふれあう活動

例）・高齢者宅を手作りプレゼント等をもって訪問
・福祉施設利用者との手紙交流やオンライン交流
・地域の福祉活動への参加　など

③伝える・呼びかける活動

例）・学んだことやふれあったことを保護者参観等で発表する
・福祉新聞の作成
・見守り支えあい呼びかけポスターの作成
・工夫した共同募金運動の取り組み　など

2．福祉教育推進委員会の開催（年２回以上）

（委員会の設置）

地域住民代表者、福祉関係団体、福祉専門職等を含んだ協議の場づくりを行う。

例）市学校教育課代表、民生委員児童委員代表、主任児童委員代表、
まちづくり協議会代表、学区社協代表、福祉施設代表、当事者組織代表、
地域活動団体代表、社協職員代表など

※コミュニティスクールの運営会議等既にある協議の場を活用いただくことは可能です。

3．学校内の各学年の担当教諭の打ち合わせ

4．担当教諭の研修の実施および社協職員との打ち合わせの実施